

## 第2部

# 平成27年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

# 第1章

## 男女共同参画社会に向けた 施策の総合的な推進

### 第1節 国内本部機構の強化

内閣府は、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定。以下「第3次基本計画」という。）について、実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。

男女共同参画会議においては、新たな男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について調査審議を行う。

内閣官房では、「『暮らしの質』向上検討会」において女性の暮らしの質を向上させるための官民の取組について検討を進め、平成27年5月に「『暮らしの質』向上検討会提言」を取りまとめる。

### 第2節 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

新たな男女共同参画基本計画の実施に当たっての監視機能の在り方について検討を行う。

苦情処理等に関しては、「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」（平成14年10月男女共同参画会議決定）に基づき、引き続き、苦情内容等及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等の把握を図る。

### 第3節 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

引き続き、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（影響調査）を行い、必要に応じて内閣総理大臣及び関係各大臣に対して意見を

述べ、関係府省庁に今後の施策の企画立案、実施の際に活用を働きかけるとともに、調査結果を広く国民に公表する。

### 第4節 地方公共団体や民間団体等における取組への支援

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

また、男女共同参画の視点を取り入れた多様な主体の連携・協働による地域の実践的・主体的な活動に対して、地域女性活躍推進交付金による支援、先進事例の収集、人材育成プログラムの開発、モデル事業の実施等の施策を展開するとともに、市町村が策定する男女共同参画計画を支援するためアドバイザーを派遣する等の総合的な支援を図る。

さらに、男女共同参画センター・女性センター等を運営する指定管理者等に対し、地方公共団体における男女共同参画施策を踏まえた事業実施能力を高めるため、研修を行う。

独立行政法人国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、国内外の人材の育成を図るため研修等を行うとともに、女性教育及び男女共同参画に関する調査研究の成果や会館に集積された専門的な情報の提供等を通じて、地域等における男女共同参画の推進を支援する。

男女共同参画推進連携会議においては、国・地方男女共同参画推進ネットワークや地域版連携会議等を通じた地域の連携体制づくりを進め、NPOやNGO、地縁団体等相互の交流や情報交換等による地域での連携を充実させるとともに、重要テーマについて重点的な活動を行うチームを組織し、取組の裾野の拡大や連携の強化を図る。

# 第2章

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

### 第1節 政治分野における女性の参画の拡大

民主主義社会においては、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映されることが重要である。そのため、政治分野における女性の参画の拡大に向けて、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（以下「『2020年30%』の目標」という。）を踏まえ、第3次基本計画において、政府として、衆議院議員及び参議院議員の各選挙における候補者に占める女性の割合について、平成32年までに30%を目指すこととしている。また、内閣府は、国や地方の政治において、女性の参画の拡大が進むよう、引き続き調査、啓発活動を行う。

### 第2節 司法分野における女性の参画の拡大

第3次基本計画において、「2020年30%」の目標に向けて、検察官、裁判官及び弁護士について女性の参画の拡大に取り組むこととしている。検察官については、同計画において、検事に占める女性の割合について平成27（2015）年度末までに23%とするという目標を掲げており、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、メンター制度の導入や、仕事と生活の調和推進等の取組を積極的に行う。

### 第3節 行政分野における女性の参画の拡大

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、第3次基本計画における政府全体の目標（平成27年度末までに、国家公務員採用試験からの採用者に占

める女性の割合について30%程度、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合について10%程度、国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合について5%程度、国の指定職相当に占める女性の割合について3%程度）を掲げているところである。各府省は、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取組指針」という。）及び各府省等の取組計画に基づき、女性国家公務員の活躍の推進に向けた取組を進める。

女性国家公務員の採用の拡大については、国家公務員採用試験の女性申込者・合格者拡大に向け、多様な媒体を活用した情報発信の強化や、広報資料の充実を図るとともに、積極的かつきめ細やかな広報活動等を実施する。女性国家公務員の登用の拡大については、各府省等の取組計画において設定した平成27年度末までの目標の達成と28年度以降の更なる登用の拡大に向けて、多くの女性職員が活躍することができるよう、女性職員の職域の拡大や研修等を通じたキャリア形成支援と計画的な育成に取り組む。

また、女性職員の活躍を推進するためにも、男女全ての職員の「働き方改革」によるワークライフバランスを実現することが不可欠である。そのため、各府省は、「働き方改革」として、働き方に対する価値観・意識を改革するとともに、職場ごとの改善策の策定等による職場における仕事改革、テレワークや早出遅出勤務の活用等による働く時間と場所の柔軟化を進める。また、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」として、育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度を利用しながら活躍できる職場環境の整備に取り組む。その際、両立支援等のための新たな定員措置について、適切に活用を図る。なお、各府省等は、取組計画に基づく取組状況を毎年度1回フォローアップし、女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会に報告することとなっている。

人事院は、各府省と協力して引き続き積極的な人

材確保活動を展開する。また、平成26年8月の人事院勧告時の報告において、女性職員の登用に向けた研修の拡充等を図る旨を述べたところであり、引き続き積極的に取り組んでいく。具体的には、女性職員を対象とした研修の実施を通じて、女性職員に対して相互啓発等による業務遂行能力の伸長を図る機会を付与するとともに、マネジメント能力開発や人的ネットワーク形成の機会の付与等を図る。特に、27年度からは、地方機関に勤務する女性職員の能力・意欲の向上の機会がより適切に付与されるよう、それらの女性職員を対象とした研修の拡充を図る。また、「女性職員登用推進セミナー」の実施を通じて、各職場における人事管理・人材育成の責任を有する管理職員の意識啓発を図るとともに、「メンター養成研修」の実施を通じて意欲と能力のある女性職員を支援するなど、女性職員の働きやすい勤務環境の整備に努める。

職業生活と家庭生活の両立支援については、両立支援策について、職員の具体的なニーズ、民間法制や民間企業における措置状況、公務運営への影響等を考慮しながら、引き続き検討を進める。また、「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」の開催等を通じて、育児休業制度を始めとする両立支援制度の周知や各府省における両立支援の取組の共有を図るなど、引き続き両立支援制度の利用を促進する。

国の審議会等委員への女性の参画の拡大については、第3次基本計画における目標（平成32（2020）年までに、政府全体として、男女のいずれか一方の委員が委員の総数の40%未満とならない状態（女性委員の割合が40%以上60%以下）を目指すなど）の達成に向け、委員の改選時等の機会を捉えて、女性委員の登用を再度徹底するなど、積極的な取組を推進する。

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大については、第3次基本計画を踏まえた女性職員の採用・登用促進、審議会等委員等への女性の参画の拡大や仕事と生活の調和の推進に向けた取組を更に推進するよう要請を行ったところであり、引き続き取組を推進する。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等を推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員の

ための仮眠室やトイレ等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行う。また、女性消防団員のいない市町村に対して積極的な取組を求めるとともに、様々な媒体を通じて、消防団への参加を呼びかける広報を行う。さらに、意見交換会や交流を通じて女性消防団員相互の連携を深めるため、全国女性消防団員活性化大会を開催するとともに、女性団員等の消防技術向上と士気の高揚を図るため、地域における消防活動の充実に寄与することを目的として全国女性消防操法大会を開催する。

警察では、平成23年12月までに、各都道府県警察において、定員に占める女性警察官の割合を35年4月時点で約10%（全国平均）とすることなどを盛り込んだ計画が策定されており、25年5月に有識者による検討会が取りまとめた「警察における女性の視点を一層反映した対策の推進に関する報告書」等を踏まえ、今後、更に前倒して目標数値を達成できるよう、女性警察官の採用・登用の拡大を図っていく。

## 第4節 雇用分野における女性の参画の拡大

内閣府では、民間企業における女性の社外役員等への登用を促すべく、国の審議会等の女性委員等に関する情報についてデータベース化し内閣府ホームページ内に開設した「はばたく女性人材バンク」サイトの広報・周知を図る。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図るとともに、企業におけるポジティブ・アクションの取組を促進する（第5章第1節及び第3節参照）。

## 第5節 その他の分野における女性の参画の拡大

内閣府では、各種機関・団体・組織に対して、「2020年30%」の目標の達成に向けて、目標を設定して取組を進めるよう働きかける。

様々な分野における女性の政策・方針決定過程への参画状況について調査し、女性の参画状況の「見える化」（可視化）等により情報提供する。

# 第3章

## 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### 第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

社会保険制度については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号。以下「年金機能強化法」という。）について、平成26年度から施行されている産休期間中の厚生年金・健康保険の保険料負担の免除等の着実な実施に取り組むとともに、28年10月からの短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大の円滑な施行に向けて、必要な準備・周知に取り組む。

また、被用者保険の適用拡大については、法律上、施行後3年以内に検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、社会保障審議会年金部会等での議論を踏まえ、必要な検討を進めていく。

男女共同参画会議は、第3次基本計画における施策の実施状況等について監視を行うとともに、必要に応じて取組の強化等を働きかける。また、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響等について、必要に応じて調査検討を行う。

### 第2節 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

国民全てに男女共同参画及び人権尊重の意識を深く根付かせるため、男女共同参画の理念等について、分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する。

内閣府においては、男女共同参画に関する国・地方公共団体等の施策を紹介する総合情報誌「共同参画」の発行を行い、関連団体や地方公共団体等に配布するとともに、ホームページやメールマガジン、Facebook等による情報発信を行う。また、6月23日から同月29日までの「男女共同参画週間」において、「地域力×女性力＝無限大の未来」をキャッチ

フレーズに定め、広報・啓発活動において活用する。

また、平成26年度に引き続き、女性の活躍を地域ぐるみで応援する気運を高めるため、地域版「輝く女性応援会議」を実施する。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法を一層定着させるとともに、ポジティブ・アクションの取組促進を図るため、男女雇用機会均等月間（6月）を中心として、労使を始め社会一般に対し、あらゆる機会を捉えて効果的な広報・啓発活動を実施する。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画・女性教育・家庭教育に関する統計情報等のニュースレターの配信、リーフレットの作成・配布等を通じて、男女共同参画社会の形成に資する情報の普及に努める。また、同会館のホームページのほか、女性教育情報センターでは男女共同参画社会形成を目指した情報の総合窓口「女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”<sup>1</sup>により、調査研究の成果や収集した資料・情報等を広く公開する。さらに、「女性情報ナビゲーション」の見直し等を行い、情報をより分かりやすく提供する。

### 第3節 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、各人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度の理解の促進を図る。また、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済体制・相談体制の拡充を図る。

<sup>1</sup> 独立行政法人国立女性教育会館 女性教育情報センター “Winet(ウィネット)” <http://winet.nwec.jp/>

## 第4節

## 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することができる調査研究、統計情報等の収集・整備・提供を行う。

内閣府は、男女共同参画に関する施策についての

苦情内容等の把握を図る（第1章第2節参照）。

独立行政法人国立女性教育会館では、「男女共同参画統計に関する調査研究」を実施するとともに、女性教育情報センターにおいて、男女共同参画・女性・家庭・家族に関する国内外の広域的・専門的な資料・情報を収集し、広く提供するため、女性情報ポータル、データベース及び女性アーカイブの整備充実を図る。

## 第4章

## 男性、子供にとっての男女共同参画

## 第1節

## 男性にとっての男女共同参画

(男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進)

内閣府では、男性の意識改革への気運醸成のための普及啓発活動として、シンポジウムを開催するほか、内閣府のホームページを通じて情報提供を行う。また、家事・育児参画や働き方の見直しを地域や職場で普及啓発する男性キーパーソンを育成する。

(企業における男性管理職等の意識啓発)

内閣府では、関係省庁、労使、地方公共団体等関係機関と連携しつつ、社会全体の気運を醸成するための推進キャンペーンやセミナー等を通じ、企業の男性管理職等に対して仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を行う。

(男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善)

厚生労働省では、育児を積極的に行う男性「イクメン」及び「イクメン企業」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、「イクメン企業アワード」等を通じた好事例の周知のほか、参加型公式サイト<sup>2</sup>の運営やハンドブックの配布等を行う。平成27年度からは新たに、事業主向けに男性

の育児休業取得促進を目的とした労務管理に関する資料を作成・配布するなど、企業に対する周知啓発を更に進める。また、企業向け啓発セミナーの地方開催回数を増やすなど、男性の仕事と育児の両立のための職場環境の改善が地方でも一層進むよう取り組んでいく（第6章第1節参照）。

政府では、関係省庁が連携し、仕事と子育てや介護との両立など柔軟な働き方が可能となるテレワークの普及促進を図る（第5章第5節参照）。

(男性の家庭・地域への参画を可能にする地域等の取組支援)

厚生労働省では、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流ができるよう「地域子育て支援拠点事業」を促進し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供や、子育て及び子育て支援に関する講習を実施する。

## 第2節

## 子供の頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成

(教育による男女共同参画の理解の促進)

文部科学省では、初等中等教育において、児童生徒の発達の段階に応じ、社会科、公民科、家庭科、

<sup>2</sup> 厚生労働省委託事業 イクメンプロジェクト <http://ikumen-project.jp/index.html>

道徳、特別活動等の関係の深い教科等を中心に、学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性についての指導が充実されるよう、学習指導要領の適切な実施を図る。また、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育を推進する。

さらに、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう進路指導の実践の改善・充実を図る。

そのほか、地域の実情に応じた、学校を始めとした多くの親が集まる様々な場を活用した学習機会の提供等の取組を支援する。

学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において性に関する適切な指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

#### (子供の健康の管理・保持増進の推進)

警察では、薬物を乱用している少年の早期発見、補導及び検挙に努めるほか、薬物乱用防止教室の開催や薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動の実施等、少年の薬物乱用防止対策を推進する。

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、文部科学省では、児童生徒の現代的な健康課題に対応するための体制づくりを推進する。

また、中学生・高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

さらに、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布を行う。

喫煙、飲酒の問題について、総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、HIV陽性者等で構成されるNGO

等の予防啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

また、薬物乱用防止対策として、若年層が危険ドラッグ・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正しい知識を持つための普及啓発読本の作成・配布や、薬物乱用防止に資する普及啓発活動を推進する。

### 第3節

## 子供の健やかな成長と安全で安心な社会の実現

#### (子供に対する暴力・虐待への総合的な対策)

警察では、子供に対する犯罪被害を防止するため、関係機関・団体、地域住民等との連携による予防対策や子供に対する犯罪被害防止教育を推進するとともに、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動（先制・予防的活動）を積極的に推進する。また、各種活動を通じて児童虐待の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するための措置を積極的に講じる。

文部科学省では、犯罪の被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援する。

また、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制を整備するため、各地域における子供の見守り活動に対する支援等を行う。

児童虐待問題の深刻な状況を受け、平成26年12月26日に開催された関係府省庁による児童虐待防止対策に関する副大臣等会議において、居住実態が把握できない児童への関係省庁で連携して行う新たな取組と併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策がとりまとめられた。このとりまとめを踏まえ、厚生労働省では、児童虐待の未然防止、重篤化防止につなげるため、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や継続的支援を実施す

ることにより、妊娠・出産包括支援事業の充実及び利用者支援事業の活用を促進するほか、児童相談所全国共通ダイヤル（0570-064-000）について、覚えやすい3桁番号にすることで、より広く一般に周知し、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるように、27年7月1日から、これまでの10桁番号から3桁番号（189）に変更し、運用を開始する。また、児童相談所の夜間休日の相談体制の充実、要保護児童対策地域協議会に登録されている児童等の情報を関係者が共有するシステムの構築、一時保護で保護されている児童に対する学習指導の充実を図るなどの取組を推進する。

また、子供や保護者への相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進を図るとともに、当該センターにおける心理療法担当職員による支援体制の強化を図る。

さらに、虐待を受けた児童等要保護児童等が入所する児童養護施設等や里親における受け入れ児童数の拡大を図るとともに、施設におけるケア単位の小規模化等を推進する。

#### （メディア・リテラシーの向上）

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第2次）」（平成24年7月子ども・若者育成支援推進本部決定。以下「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」という。）に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施する。

総務省では、子供の健全な育成とメディアの健全な利用の促進に必要なメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）向上の育成を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・

リテラシーに関する教材等<sup>3</sup>の普及を図る。さらに、子供を取り巻くインターネットのトラブルについて、保護者や教職員が知っておくべき事項等をまとめた「インターネットトラブル事例集」<sup>5</sup>をウェブ上に公開し、普及を図るとともに、地域における啓発講座等において活用する。また、青少年のインターネット・リテラシーを可視化する取組を行い、リテラシー向上施策の推進に努める。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、ゲーム機等の新たなインターネット接続機器の利用状況を踏まえたフィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及を行う。

#### （児童ポルノ対策の推進）

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む。

#### （児童買春対策の推進）

児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な支援を行う。

警察では、引き続き、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）等に基づく取締りを強化するとともに、被害児童に対する保護及び支援等を推進する。さらに、悪質性の高い福祉犯に対する積極的な取締り等に努める。

学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童生徒を発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の学校の職員等が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、

<sup>3</sup> 総務省「放送分野におけるメディア・リテラシー」サイト  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/hoso/kyouzai.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html)

<sup>4</sup> 総務省 ICTメディアリテラシーの育成 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/media\\_literacy.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html)

<sup>5</sup> 総務省インターネットトラブル事例集 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)



より適切な措置を講じる。

### 〔人身取引対策行動計画2014〕の積極的な推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、子供が被害者となる人身取引対策の取組を進める。

### （安心して親子が生活できる環境づくり）

文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、初等中等教育段階及び高等教育段階のそれぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行う（第8章第3節参照）。

また、障害のある子供への対策の充実については、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指

導等において、特別の教育課程の編成や少人数学級の編制、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進する。

厚生労働省では、子供が地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図る。

### （社会全体で子供を支える取組）

男女とも子供に関われるような仕事と生活の調和の実現に向け、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備等の促進・支援策に積極的に取り組む。

## 第5章

# 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 第1節

## 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

厚生労働省では、女子学生等が的確な職業選択を行えるよう、意識啓発を行う。また、男女雇用機会均等法に沿った男女均等取扱いや職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策等が徹底されるよう、男女雇用機会均等法の周知・啓発を行うとともに、性別による差別的な取扱いや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等、男女雇用機会均等法に違反する企業に対しては、是正指導を行う。さらに、企業と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」（平成22年8月）の周知や「ポジティブ・アクションを推進するための『見える化』支援ツ

ル」の作成や普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援する。

さらに、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子供を産むことができる環境を整備する。

### 第2節

## 非正規雇用における雇用環境の整備

厚生労働省では、非正規雇用労働者の雇用の安定や処遇の改善を図るため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの総合的な対策を推進していく。

また、平成26年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」を受けて、職務等に着目した「多様な正社員」モデルの普及・促進を図るため、雇用管理上の留意事項及び好事例の周知・啓発を行うとともに、「多様な正社員」の導入を検討している企業に対するコンサルティングや助成制度等、支援措置を講じる。

さらに、非正規雇用労働者の労働条件の確保や改善対策の推進のため、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく指導を徹底するとともに、無期転換ルールの導入等の有期労働契約に関する規定を含む労働契約法（平成19年法律第128号）他関係法令に関する周知・啓発を引き続き実施する。

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、平成27年4月に施行された改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）に基づく是正指導等により同法の着実な履行確保を図るとともに、専門家による正社員との均等・均衡待遇や正社員への転換に関する相談・援助、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援や助成金の活用等により、正社員との均等・均衡待遇確保のための取組を推進する。また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保に向けた事業主の取組を支援し、併せてパートタイム労働者のキャリアアップ支援等を行う。

派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の趣旨や均衡待遇の配慮義務規定といった内容について、引き続き周知を徹底するとともに、違法派遣の適正化を図るため、丁寧・適切な指導を実施する。

また、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、改正内容の周知徹底を図るなど、円滑な施行に取り組む。

### 第3節 ポジティブ・アクションの推進

実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組である、ポジティブ・アクションの取組が不可欠である。このため、厚生労働省では、企業が具体的な取組を行うことができるよう、必要な助言及び情報提供を積極的に行い、その一層の促進を図る。具体的には、「女性の活躍・両立支援総合サイト」<sup>6</sup>において女性の活

躍状況に関する企業情報等の提供を行うとともに、同サイトの見直しを行う（本章7節参照）。また、女性がスキルアップを図りつつ活躍できるようポジティブ・アクションに取り組む企業を支援するための助成金制度の拡充、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や気づきを促す「『見える化』支援ツール」の作成・普及、「均等・両立推進企業表彰」等の実施、経営団体等と連携した女性の活躍推進協議会の開催等を実施する。

### 第4節 女性の能力発揮促進のための支援

独立行政法人国立女性教育会館では、女子大学生を対象に、将来、社会や組織を支える女性リーダーを育成するキャリア形成支援研修を実施する。

厚生労働省では、在職中の女性等を支援するため、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する公共職業訓練を実施するとともに、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練と訓練期間中の生活支援等により早期の就職を支援する求職者支援制度を実施する。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金による助成等や、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣等を行う。

さらに、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成及び都道府県労働局等を通じた当該助成の周知広報を行う。

加えて、全国的女性関連施設等が行う女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣等女性関連施設等に対する支援施策を実施する。

<sup>6</sup> 厚生労働省委託事業 女性の活躍・両立支援総合サイト <http://www.positive-ryouritsu.jp>

## 第5節

### 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいて、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、保育所情報等の提供、託児付きセミナー等を実施するとともに、子育て女性等への支援を一層充実させるため、事業拠点の拡大等を行う。

また、再就職を考え始めたが仕事と育児の両立に不安を感じている潜在的な求職者の方等を対象に、託児付き再就職支援セミナー等も実施する。さらに「仕事と育児カムバック支援サイト」による情報提供、再就職好事例の普及を行うことにより、仕事と育児の両立が可能な再就職に向けた支援を行う。

育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュアルの配布のほか、制度を導入した事業主に対する助成金等の活用、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等を行い、周知・啓発に努める。

総務省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省のテレワーク関係4省は、平成17年度に設立した産学官から成る「テレワーク推進フォーラム」において、テレワークの円滑な導入や効率的な運用に資する調査研究及び普及啓発を展開する。

また、総務省及び厚生労働省が連携して、テレワークの本格的普及に向け、仕事と子育て・介護等の両立など柔軟な働き方が可能となる新たなテレワークモデルを確立するための実証を継続して実施するとともに、テレワーク導入企業等に対する人的サポート体制を拡充し、労務管理や情報通信技術に関する専門家の派遣、相談への対応、事業主や労働者等を対象としたセミナーの開催、仕事と育児・介護の両立に活用できる好事例集の作成等を行う。

厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談対応や「テレワーク・セミナー」の開催、テレワーク導入経費等に係る支援、業界団体と連携し

た支援等を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

また、良好な在宅就業環境を整備するため、在宅ワークについて、契約条件の文書明示や適正化等を示した「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を行うとともに、「ホームワーカーズウェブ」の運営により、在宅ワーカー及び在宅ワークの発注者に対する情報提供等の支援事業を実施する。

国土交通省では、テレワーカーの実態の定量的な把握、テレワーク展開拠点の整備推進方策の検討により、テレワークの推進を図る。

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に低利融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）を実施する。また、無担保・無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行う。加えて、全国各地で創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の取得からビジネスプランの策定までを支援する「創業スクール」の中で女性起業家コースを実施する。

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者及び家内労働者等に対し、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進する。

## 第6節

### 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保するため、希望する労働者が出産、子育て、介護等により就業を中断することなく継続できるよう環境整備に取り組むとともに、仕事の質の向上を促進する。また、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、固定的性別役割分担意識の解消、長時間労働の抑制や子育て支援策の充実等による仕事と生活の調和等関係する様々な施策を積極的に推進する。

## 第7節

### 女性の活躍による経済社会の活性化

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法

律案」が成立した場合には、関係省庁において、法律の内容の周知徹底、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の策定等、円滑な施行に取り組む。

内閣府では、金融商品取引所が上場企業に作成を求める「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」で役員への女性登用状況等を開示している企業数、開示内容等を整理・公表すること等により、より一層の女性の登用や情報開示を促す。

さらに、女性の登用に関する取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を対象とした表彰制度（内閣総理大臣表彰及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰）を実施する。

加えて、様々な立場にある女性が、自分に必要な支援を選択し、円滑に利用できるよう、各実施機関の支援情報を集約・整理し、分かりやすく案内する「女性応援ポータルサイト」について掲載情報等の充実を図る。

厚生労働省では、「女性の活躍・両立支援総合サイト」において女性の活躍に関する企業情報等の提供を行う。また、当該サイトと「女性の活躍『見える化』サイト」（内閣府）との統合を図ることを通じ、個別企業の女性の活躍に関する実態や取組が一覧性をもってより解りやすく情報提供されるよう見直しを行う。

経済産業省では、女性等の多様な人材をいかす経営に取り組む企業を表彰する「新・ダイバーシティ

経営企業100選（仮称）」事業を実施し、ダイバーシティ企業の取組を発信し、積極的に取り組む企業の裾野の拡大を通じて、女性の活躍推進の加速化を図る。また、女性の活躍に優れた企業を選定する「なでしこ銘柄」の取組についても、引き続き、東京証券取引所と共同で行っていく。これらの選定企業が登壇して、女性活躍推進の取組や成果について発信するセミナーを全国で開催していく。

また、安価で安心な家事支援サービスを活用できる環境整備を図るため、平成26年度に策定した「家事支援サービス事業者ガイドライン」を活用した事業者評価に取り組んでいく。

国土交通省では、トラック運送業界における働きやすい職場環境の整備に向けて、ITを活用して複数人で長距離運送を分担する中継輸送の導入促進策を検討する。また、引き続きトラガール促進プロジェクトサイトや事業者向けのパンフレットの周知・普及等を行うことにより、経営者の意識啓発や働きやすい職場環境の整備に取り組む。

建設業においては、女性の更なる活躍を目指し、女性の活躍に地域ぐるみで取り組む活動について支援する。また、引き続き官民で連携し、誰もが働きやすい現場環境整備の推進や建設業の魅力発信に取り組む。

独立行政法人国立女性教育会館では、企業のダイバーシティ推進担当者等を対象に、企業における女性活躍の取組事例等を紹介するセミナーを実施する。

## 第6章

# 男女の仕事と生活の調和

### 第1節 仕事と生活の調和の実現

#### （仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進）

内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、各主体の協働のネットワークを支える中核的組織である仕事と生活の調和推進官民トップ会議及び仕事と生活の調和連携推進・評価部会の事務局として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）に基づく取組状況の点検・評価や、関係省庁、労使、地方公共団体等関係機関との連携・調整を行う。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会全体の気運を醸成するための取組として、「仕事と生活の調和ポータルサイト」を通じて、関係省庁の施策、関係団体等の取組や、「カエル！ジャパン」キャンペーンへの登録企業・団体の取組等を周知するほか、引

き続き、ワーク・ライフ・バランスに成果を上げた企業内のチーム等の好事例を情報提供していく。

また、企業等の取組を支援するための「カエル！ジャパン」通信（メールマガジン）を発行し、ワーク・ライフ・バランスに関する国の施策や周知情報を毎月分かりやすく紹介するほか、企業経営者・管理職等向けのセミナーを開催し、企業におけるワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやそのノウハウ等についての理解促進を図る。

さらに、企業における仕事と生活の調和推進のため、企業経営者や管理職等による職場マネジメントの在り方について調査・研究し、その結果を周知することで企業における意識啓発を促進する。

厚生労働省では、育児を積極的にする男性「イクメン」及び「イクメン企業」を広めるため、「イクメンプロジェクト」を引き続き実施し、「イクメン企業アワード」等を通じた好事例の周知のほか、参加型公式サイト運営やハンドブックの配布を行う。平成27年度からは新たに、事業主向けに男性の育児休業取得促進を目的とした労務管理に関する資料を作成・配布するなど、企業に対する周知啓発をさらに進める。また、企業向け啓発セミナーの開催回数を増やすなど、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す。

また、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進等を推進するために、引き続き、日本各地のリーディングカンパニーのトップに働き方改革に向けた取組の実施を働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を「働き方・休み方改善ポータルサイト」を活用して情報発信を行うなど、企業の自主的な働き方の見直しを促進する。

さらに、10月を「年次有給休暇取得促進期間」とする集中的広報、地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」等を行う。

#### （育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備）

厚生労働省では、仕事と育児・介護等の両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果が上がっている企業に対し、公募により「均等・両

立推進企業表彰」を実施し、その取組を広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進する。

平成26年4月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が改正され、法律の有効期限が10年間延長されるとともに、新たな認定（特例認定）制度が創設されたことから、当該改正内容につき周知を図っていく。特に「一般事業主行動計画」（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務とされている常時雇用する従業員数が101人以上の企業に対しては、27年4月以降においても、引き続き行動計画の策定・届出等が義務となることから、法の履行確保が図られるよう、働きかけを行っていく。

また、次世代認定マーク「くるみん」取得企業に対する税制上の措置については、平成27年税制改正大綱において、特例認定マーク「プラチナくるみん」の取得企業に対する税制上の措置の拡充及び対象資産の見直し等を行った上で平成29年度末までの3年間の延長が決まったところである。具体的には、企業が次世代育成対策支援に資する一定の資産について、行動計画に記載した上で、計画期間内に導入し、認定を取得した場合、当該資産について、割増償却を受けることができることとなる。当該税制措置の周知により、「くるみん」認定の取得促進を図る。

さらに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月閣議決定）において定められた、「くるみん」取得企業数を平成32年度までに3,000企業とする目標を達成するため、認定制度及び特例認定制度の周知等により、認定を目指す企業の取組を促進する。

労使の自主的な取組を促進するため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の計画的付与制度の導入等の働き方・休み方の改善のための具体的な取組方法について、業種や企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を行う。また、年次有給休暇取得率の向上や所定外労働の削減に取り組む事業主に対する助成等、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を進める事業主に対する支援を行うとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

そのほか、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的

に預かる一時預かり事業を拡充する。

### (仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進)

喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、厚生労働省では、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）について、引き続き制度の内容を周知するとともに、企業において法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

また、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を促進するため、両立支援等助成金の支給を行うほか、両立支援に関する情報等を一元化した「女性の活躍・両立支援総合サイト」や、企業の両立支援の進捗状況に応じた取組のポイントと様々な企業の具体的な取組事例をまとめた好事例集の普及により、効果的・効率的な情報提供を行う。

出産・育児等を機に離職した女性の再就職先である企業の事例を紹介し、企業における仕事と育児の両立支援の取組等の普及を図るほか、平成26年度に開設した「仕事と育児カムバック支援サイト」における両立に関する情報提供を進める。

さらに、関係省庁が連携し、仕事と子育てや介護との両立など柔軟な働き方が可能となるテレワークの普及促進を図る（第5章第5節参照）。

### (仕事と生活の調和等に関する統計の整備)

総務省では、平成28年に実施予定の社会生活基本調査に向けて、仕事と生活の調和に関する調査内容等について、外部有識者を交えた検討を行う。

## 第2節

### 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

#### (全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実)

男女ともに、仕事と子育てを容易に両立できる社会の実現に向け、平成25年4月、内閣総理大臣から経済界に対して、子供が3歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得できるよう要請を行っており、企業の取組を後押しするため、育児休業中・復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を始めとした女性の活躍促進

等に取り組む企業へのインセンティブの付与、子育て等のため仕事のプランクが生じた者へのスキルアップ支援等を推進する。

平成27年度から31年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ「少子化社会対策大綱」（平成27年3月閣議決定）に基づき、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策を推進していく。

平成27年4月に本格施行された子ども・子育て支援新制度の着実かつ円滑な実施に取り組む。

子ども・子育て支援新制度においては、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、その担い手を確保する必要があることから、育児経験豊かな地域の人材を対象として、保育や子育て支援分野の各事業等に従事するために必要となる知識や技能等を習得する子育て支援員研修事業を実施するとともに、事業の担い手の資質向上等を目的として、資質向上・人材確保等研修事業及び指導者養成等研修事業を実施する。

子育て中の世代が仕事と家庭の両立をしやすい環境を作り、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は最重要課題であることから、平成25年4月に策定された「待機児童解消加速化プラン」では、29年度末までに約40万人分の保育の受け皿を確保することとしている。27年度においては、同プランに基づき約8万人分の受入児童数の拡大を図るため、保育所等の整備を推進するほか、保育士資格取得支援や再就職支援などの保育士確保対策を総合的に実施する「保育対策総合支援事業費補助金」を創設し、地方公共団体の取組を支援する。

また、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため平成27年1月に策定した「保育士確保プラン」に基づき、保育士試験の年2回実施の推進や処遇改善など保育士確保に向けた新たな施策を講じるほか、従来の保育士確保施策についても、引き続き確実に実施し、施策に関する普及啓発を積極的に行うなど、更なる推進を図る。

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」では、31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備するとともに、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラ

ブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。

放課後児童クラブに従事する者の処遇改善については、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、当該放課後児童クラブに従事する者の処遇改善経費の上乗せの補助を行う「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」を拡充し、更なる放課後児童クラブに携わる人材の確保及び資質の向上を図る。

文部科学省では、全ての親が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動の推進を図る。

また、子供の発達段階に応じた学習プログラムの開発・普及促進、父親やシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議の開催のほか、訪問型アウトリーチ支援手法についての評価・検証等を実施する。さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠等を始めとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進するとともに、中高生を中心とした生活習慣マネジメント・サポート事業を実施する。同事業では、睡眠チェックシートを活用した睡眠習慣改善プログラム等を実施し、その効果を検証・分析した上で、広く周知することで、全国に効果的かつ実践的な生活習慣改善の取組を推進する。

加えて、児童虐待の防止のため、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、今後とも、充実を図ることが求められる。平成27年度においては、地方公共団体における幼児教育の推進体制の在り方や幼稚園・保育所・認定こども園を通じた教職員の資質向上を図るための研修の充実方策等に関する調査研究等を行う「幼児教育の質向上推進プラン」等を新たに実施し、幼児教育の推進を進める。

警察では、子供連れでも安心して歩くことができるよう、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や通行禁止等の交通規制及び信号機等の交通安全施設等の整備により、生活道路における速度抑制や通過

交通の抑制・排除を図るとともに、外周となっている幹線道路における交通流の円滑化対策を実施するなど、道路交通環境の整備に努める。また、衝撃実験映像等を活用したチャイルドシートの正しい使用方法に関する講習会や幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する自転車教室等の開催、子育て支援の効果をも有する交通安全対策を幼稚園、保育所等と連携して推進するとともに、地方公共団体等に対して各種支援制度の充実を働きかけることにより、チャイルドシートや幼児二人同乗用自転車の普及を促進する。

国土交通省では、引き続き良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するとともに、持家の取得の支援を行う。また、公的賃貸住宅等における保育所等の子育て支援施設の一体的整備や、子育て世帯の居住の安定確保を図る民間事業者等による先導的な取組を支援するほか、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、子育て世帯に対し当選倍率を優遇するなどの対応を行う。さらに、職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、良質な住宅供給や良好な住宅市街地等の環境整備を行う。加えて、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備、無電柱化、交通安全施設等の整備を推進するほか、公共交通機関、公共施設等におけるバリアフリー化を踏まえ、ベビーカーの利用等、子育てしやすい環境づくりに向けた取組を行う。

このほか、文部科学省、国土交通省及び警察庁では、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等による継続的な取組を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進する。

独立行政法人国民生活センターでは、悪質商法被害や製品事故等に関する注意情報及び相談窓口の紹介等を、報道機関への情報提供やメールマガジン「子どもサポート情報」の発行等、多様な手段を用いて子育て中の保護者等に対して周知を図る。

#### (多様なライフスタイルに対応した介護支援策の充実)

厚生労働省では、介護支援策の充実を図るため、

介護・福祉サービスの基盤整備や介護サービスの質の確保を図るとともに、介護従事者の処遇改善や人材の養成・確保対策を推進する(第9章第1節参照)。

### 第3節 働く男女の健康管理対策の推進

#### (メンタルヘルスの確保)

厚生労働省では、職場におけるメンタルヘルス対策を促進するため、事業者に対し、事業場における体制整備やメンタルヘルス対策の取組方法に関する指導・助言を実施する。また、産業保健総合支援センターにおいて、メンタルヘルス不調の未然防止、不調者の早期発見・早期対応、メンタルヘルス不調により休業した労働者の職場復帰に至るまで、事業者の取組を総合的に支援する。さらに、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」<sup>7</sup>を通じ、メンタルヘルスに関する様々な情報の提供を行う。加えて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により義務付けたストレスチェック制度が27年12月1日施行予定である。

業務による心理的負荷を原因とする精神障害の労災補償については、平成23年12月に策定した労災認定基準に基づき、引き続き迅速・適正な処理を推進する。

#### (女性労働者の母性保護及び母性健康管理)

厚生労働省では、男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置(健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること)及び労働基準法の母性保護規定(産前産後休業、危険有害業務の就業制限等)について、事業者、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図り、その一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」のウェブサイトの運営を行う。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法違反の企業に対し、行政指導を行うとともに、労働者と事業者の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助

及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図る。

さらに、事業者が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進する。

#### (妊娠・出産する女性の就業機会確保)

厚生労働省では、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについて、女性の労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応を進めるとともに、男女雇用機会均等法違反や雇用管理に問題があると考えられる場合は、平成27年1月23日に発出した通達を踏まえ、事業者に対する積極的な報告徴収・助言・指導を実施する。

また、労働者と事業者の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図る。

<sup>7</sup> 厚生労働省委託事業 こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>



# 第7章

## 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

### 第1節 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）を踏まえて、農業・農村において重要な役割を果たしている女性の意見を地域農業に関する方針等に女性農業者等の声を反映させるため、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。

また、農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるよう、「農山漁村女性の日」を中心とした関係団体による記念行事の開催、地域における女性の優良な取組や女性登用に積極的な組織の表彰への支援等、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発等を推進する。

さらに、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践に結び付く食育を推進する。

### 第2節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、女性農業者が、その能力を最大限に発揮し、農業経営や6次産業化を展開することができる環境を整備するため、経営体向け補助事業について女性農業者等による積極的な活用を促進するほか、地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び農業で新たにチャレンジを行う女性の経営の発展を促進するための取組を推進する。

また、「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化するとともに、女性の活躍推進に取り組む農業法人等を認定・表彰し、女性が活躍する先進的取組を全国に広げるなど、女性の能力が一層発揮されるよう

支援する。

### 第3節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、農業経営において、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、家族経営協定の締結の促進や、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体の認定等を通じ、女性でも働きやすい環境づくりを推進する。

また、農山村地域において、集落が市町村、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等多様な主体と連携を行い、豊かな自然や「食」を活用した手作りの取組など、都市と農村の共生・対流を推進する取組を支援する。新規就農者の定着のための経営・技術指導等を進める地域連携推進員として、リタイアした高齢農業者のノウハウを積極的に活用する取組を支援する。

# 第8章

## 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

### 第1節 セーフティネットの機能の強化

#### (社会保険の適用拡大に向けた取組)

厚生年金・健康保険制度については、年金機能強化法に基づき、平成28年10月の短時間労働者への社会保険の適用拡大に向けた準備や周知、社会保障審議会年金部会等での議論を踏まえた必要な検討を進めていく(第3章第1節参照)。

#### (就労による経済的自立を目指す仕組みの確立)

厚生労働省では、非正規雇用労働者等の雇用の安定化等を図るため、ハローワーク等においてジョブ・カード制度の更なる活用促進を図る。

なお、ジョブ・カード制度は、平成27年度中に見直しを行うこととしており、見直し後の新制度の普及促進を図る。

また、雇用保険を受給できない求職者を対象に、職業訓練を実施するとともに、訓練期間中の生活を支援し、訓練の受講を容易にするための給付金を支給すること等により早期の就職を支援する「求職者支援制度」を実施する。

### 第2節 雇用・就業の安定に向けた課題

就労における男女の均等な機会と公正な処遇の確保、女性の就業継続や再就職の支援、仕事と生活の調和等を進めるとともに、男女の社会における活動の選択に対する中立性等の観点から国民の意識や行動に関する分析等を行う。

### 第3節 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題

#### (ひとり親家庭等に対する支援の推進)

ひとり親家庭等に対する支援として、厚生労働省

では、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)等に基づき、ひとり親家庭等の実情に応じた自立支援策を総合的に展開していく。また、平成25年3月に施行した母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法(平成24年法律第92号)等に基づき、施策の充実や民間事業者に対する協力の要請等を行う。

平成27年度においては、新たに、ひとり親家庭の親の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施するほか、引き続き、就業に結び付きやすい資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る高等職業訓練促進給付金の支給等による職業能力の開発支援や、母子家庭等就業・自立支援センター、マザーズハローワーク等を通じた就業支援、学習支援ボランティアの派遣等による子供への支援、地域の実情に応じた就業支援・生活支援の着実な推進、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援の実施等の総合的な自立支援策を展開する。また、母子家庭の母等を一定期間試用雇用し、その後常用雇用への移行を図る事業主に対して支給するトライアル雇用制度について積極的な活用を図るとともに、生活保護の母子加算について引き続き支給する。

#### (生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組)

文部科学省では、生活上の困難の次世代への連鎖を断ち切るための取組として、教育費の負担を軽減するための取組を行う。例えば、初等中等教育段階における取組として、幼稚園の入園料や保育料に係る保護者負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、引き続き幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部を補助するとともに、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し

て、各市町村において行われる学用品費の支給等の就学援助事業に対する助成を行う。高等学校段階の支援については、授業料への支援である高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、授業料以外の教育費に充てる返済不要の「高校生等奨学給付金制度」の充実を図る。

また、高等教育段階における取組として、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、独立行政法人日本学生支援機構の実施する大学等奨学金事業について、無利子奨学金の貸与人員を増員するとともに、貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等全員への貸与の実現やより柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速等、充実を図る。

大学院生に対しては、ティーチング・アシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA）としての雇用等を通じた支援を引き続き行う。

## 第4節

### 男女の自立に向けた力を高める取組

#### （若年期の自立支援の充実）

文部科学省では、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。

また、中学校・高等学校において、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の実践の改善・充実を図るとともに、困難な状況に置かれた児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援する。

内閣府では、社会生活を円滑に営む上での困難に直面する子供・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性をいかした発達段階に応じた支援を適切な場所において提供する「子ども・若者支援地域協議会」について、同協議会を設置していない都道府県を対象とし、その設置を促進する。また、アウトリーチ（訪問支援）研修を始め

とする各種研修を引き続き実施する。

厚生労働省では、「地域若者サポートステーション事業」について、ニート支援の拠点としてハローワークとの連携や職場体験の充実を図るとともに、支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を全国展開するなど、より効率的・効果的に事業を実施できるよう強化を図る。

#### （個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援やサービスの提供）

警察では、少年サポートセンターにおいて、少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、カウンセリング等の専門知識を有する少年補導職員等が相談者に指導・助言を行う。

厚生労働省では、各都道府県・指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」の整備を引き続き推進する。

# 第9章

## 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

### 第1節 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

(高齢男女の就業促進、能力開発、社会参画促進のための支援)

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組む。また、シルバー人材センターを通じて、高年齢者の多様なニーズに応じた就業の促進を図る。さらに、高年齢者の就労機会や活躍の場の確保を図る。

文部科学省では、学びを通じた高齢者の主体的な地域活動への参画の促進により、多世代との共助による地域の活性化を図るため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先導的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

独立行政法人国立女性教育会館では、女性関連施設及び女性団体との連携を強化して、高齢女性を含む女性の能力開発に係る好事例を発掘し、その成果や取組に当たっての工夫について、多様な媒体を用いて普及啓発する。

(高齢男女の生活自立支援)

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する（本章第2節参照）。

厚生労働省では、社会福祉協議会が実施する高齢者の日常生活を支援する事業（日常生活自立支援事業）について、男女別のニーズへの配慮を含め、利用者ニーズに応じて地域包括支援センターや民生委員等とも連携し引き続き推進を図る。

国土交通省においては、高齢者が安心して暮らすことができる住まいを確保するため、介護・医療と

の連携を強化した高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するとともに、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度を活用したりバースモーゲージの推進により、同住宅への住み替えを支援する。

独立行政法人国民生活センターでは、高齢者等の悪質商法被害や製品事故等に関する注意情報及び相談機関の紹介等を、報道機関への情報提供やメールマガジン「見守り新鮮情報」の発行等、多様な手段を用いて周知を図る。

(良質な医療・介護基盤の構築等)

厚生労働省では、高齢化が一層進展する我が国において、介護保険制度が将来にわたり国民生活の安心を支え続けることができるよう、介護保険法（平成9年法律第123号）の着実な実施を図る。

また、全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言、指導等を実施するとともに、「福祉人材コーナー」を設置していないハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、求人情報の提供、「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行う。

各都道府県に設置されている福祉人材センターにおいては、当該センターに配置された専門員が求人事務所と求職者間双方のニーズを的確に把握した上で、マッチングによる円滑な人材参入・定着支援、職業相談、職業紹介等を推進する。

さらに、平成27年度に改正する「介護雇用管理改善等計画」に基づき、介護労働者の雇用管理改善等を総合的に進めることにより、介護労働者が生き生きとやりがいをもって働くことのできる魅力ある職場づくりを力強く支援する。また、従来から実施してきた労働環境の改善に資する介護福祉機器や雇用管理制度等を導入する事業主への助成や、介護労働安定センターによる雇用管理改善の相談援助を引き続き実施する。

医療提供体制の整備に当たっては、引き続き、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への支援や地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に地域の医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの設置等を通じて、救急医療の充実や地域医療の確保・充実に取り組んでいく。

加えて、国民が可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、引き続き在宅医療と介護の連携の推進等について包括的な取組を行う。

経済産業省では、高齢者や障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援を行う。

## 第2節

### 障害者が安心して暮らせる環境の整備

#### (総合的な障害者施策の推進)

障害者施策については、障害当事者を構成員の中心とする障害者政策委員会からの意見等を踏まえ策定した「障害者基本計画（第3次）」（平成25年9月閣議決定）に基づき、施策の一層の推進を図る。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の円滑な施行（平成28年4月）に向けて、同法に基づいて平成27年2月24日に策定した基本方針を踏まえて、国の行政機関の長及び独立行政法人等における対応要領、主務大臣における対応指針の作成等を進めるとともに、同法に係る国民への周知広報を行う。

これらによって、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現に向けて、障害者施策の総合的かつ計画的な推進に努める。

#### (障害者の自立を容易にするための環境整備)

「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子供連れの人を含む全ての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進する。

また、高齢者、障害者等の自立を支援し、介護者の負担軽減を図るため、福祉機器開発のための実用化支援、情報バリアフリー環境の整備、道路交通環境等高齢者や障害者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

警察では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、高齢者、障害者等が道路を安全に横断できるよう、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、信号表示面に青時間までの待ち時間及び青時間の残り時間を表示する経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の整備を推進する。また、標示板を大きくする、自動車の前照灯の光に反射しやすい素材を用いるなどして見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や横断歩道上における視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるエスコートゾーンの整備を推進する。

国土交通省では、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、「移動等円滑化基準」への適合義務及び既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省公示第1号）において平成32年度末までの整備目標を定めている。平成27年2月に閣議決定された交通政策基本計画においてもバリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の一つとして掲げており、これらを踏まえながら、バリアフリー化の更なる推進を図る。また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する。さらに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者等の介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」等を開催するほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図りながら住まいづくり、まちづくり、都市公園、公共交通機関、道路交通環境の整備を推進する。

文部科学省では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について、障害のあ

る児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図る。また、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を推進する。

### （雇用・就労の促進）

厚生労働省では、近年、障害者の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、男女共に生き生きとした職業生活を送ることができるようにするため、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)や「障害者雇用対策基本方針」(平成26年厚生労働省告示第137号)等を踏まえた就労支援について、ハローワークと地域関係機関との連携による「チーム支援」の推進や障害者就業・生活支援センターにおける就業と生活両面の一体的な支援の実施等により、質・量共に一層の強化を図る。

また、改正障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害者の差別禁止や合理的配慮の提供義務について、平成28年4月の施行に向けて広くその周知を図る。

文部科学省では、障害のある子供が自立し社会参加するために必要な力を培うため、特別支援学校及び高等学校において実践的研究を行うなど、キャリア教育・職業教育を一層推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援の充実を図る。

## 第3節 外国人が安心して暮らせる環境の整備

法務省の人権擁護機関では、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、「外国人の人権を尊重しよう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、ポスターの掲出やリーフレットの配布等の啓発活動を行う。

文化庁においては、我が国に居住する外国人が、日本語能力が十分でないことなどから安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が日本社会の一員として円滑に生活を送ることができるよう、日本語教育の推進を図ることを目的とする「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、地域における日本語教育に関する優れた取組の支援、日本語教育の充実に資する研修及び調査

研究を行う。

文部科学省では、平成27年度より、不就学となっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体への補助を行う。

また、平成26年4月1日から「特別の教育課程」による日本語指導を導入しており、外国人児童生徒等の多様性や地域の実態に応じた、全国的な日本語指導・支援体制を構築するための取組を引き続き実施する。

さらに、学習指導要領に基づき、子供たちが広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する。

厚生労働省においては、配偶者からの暴力被害者である在留外国人への適切な支援を確保するため、専門的な知識を持った通訳者の養成を行うための専門通訳者養成研修事業を推進する。

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、人身取引対策の取組を進める。

法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害・犯罪であるとの認識の下、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場に十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、被害者が在留資格を有している場合には、在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の入管法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図る。

日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)では、人身取引被害者に対し、民事法律扶助制度、被害者参加人のための国選弁護制度、被害者参加旅費等支給制度等について、関係各所にリーフレットを配布して周知を行う。

## 第4節 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

障害があること、我が国で働き生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権侵害の被害者の救

済を進めるとともに、人権教育・啓発等を推進する。また、男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害等を有する人々に対し、同様の取組を行う。

文部科学省では、学校教育において、人権教育及

び人権啓発の推進に関する法律や同法に基づき定められた「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って、その教育活動全体を通じ、人権尊重の意識を高めるための指導を進めており、一人一人を大切にす

る教育の推進を図る。

## 第10章

# 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 第1節

## 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報啓発活動を一層推進するため、「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から同月25日まで）における広報の実施等により、社会の問題意識を高めるとともに、男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査を実施する。

警察では、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関との連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

また、防犯体制の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等によりの確な施策を推進する。

法テラスでは、犯罪被害者等に対して、相談窓口や法制度に関する情報を提供したり、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する犯罪被害者支援業務を行う。また、民事法律扶助に関する業務や、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務、被害者参加旅費等の支給、弁護士を通じた各種援助等の支援を行う。

### 第2節

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

厚生労働省では、婦人相談所、婦人保護施設等において、引き続き配偶者からの暴力被害者等への支

援を実施する。

内閣府では、地方公共団体、民間団体等の関係者を対象としたワークショップを引き続き各地域で開催する。また、地域における関係者の連携事例や先進的な取組の共有・意見交換等を通じ、広域連携や官民連携の更なる強化・拡大及び取組の一層の推進を図る。

また、社会における加害者更生の在り方を研究するため、配偶者に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究を実施する。

法務省の人権擁護機関では、関係機関との連携を図りながら、引き続き迅速・適正な問題解決及びその予防に努める。

法務省入国管理局では、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの観点から、被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して身体の保護を確実なものとする一方、今後とも、外国人被害者の実態を的確に把握した上で、在留期間更新許可、在留資格変更許可や在留特別許可に係る判断を適切に行い、被害者の法的地位の安定を図る。

国土交通省では、被害者の居住の安定確保のため、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断による公営住宅への優先入居や目的外使用を行うことができるよう引き続き措置する。

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）その他の法令を適用し、加害者の積極的な検挙を行うなど、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の人身の安全を早急に確保する必要性の認められる事案に一元的に対処するための体制による迅速かつ的確な組織的対応の徹底を推進する。また、関係機関と連携し、被害者等の

安全を確保するための措置を行う。さらに、「被害者の意思決定支援手続」の実施や「危険性判断チェック票」等の活用等による迅速かつ的確な対応の徹底、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を引き続き推進する。加えて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動も推進する。

### 第3節 性犯罪への対策の推進

警察では、性犯罪捜査員の育成等により捜査体制の充実を図り、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進するとともに、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。また、平成27年度においても、医師等が証拠資料の採取等をするための資機材を5都道府県の医療機関に試行整備する。さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、性犯罪被害者のニーズを十分考慮した支援に取り組む。

加えて、子供を対象とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役し出所した者について、法務省から情報提供を受け、その対象者を訪問しての所在確認や、必要に応じ、同意を得て行う面談等、性犯罪の再犯防止に向けた措置の強化を図る。

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地方公共団体の職員や男女共同参画センター等の相談員を対象とした研修を引き続き行うとともに、地方公共団体における性犯罪被害者等のためのワンストップ支援センターの開設・運営等の取組を促進するため、より多くの地方公共団体の取組を実証的に調査研究する。また、性犯罪被害者等の支援のため、地方公共団体等と協力して、地域における関係機関・団体間の連携を促進するなどの取組を行う。

法務省では、平成27年度において、25年度及び26年度で実施した性犯罪に関する総合的研究の結果を取りまとめ、法務総合研究所研究部報告として発刊する。

### 第4節 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等)

警察では、従来の検挙活動や防犯活動に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙・警告等の措置を講じる活動(先制・予防的活動)を推進し、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努める。

また、各種活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努め、児童の生命・身体を保護するとともに、性的虐待等の被害を受けた少年に対してその特性に配慮した継続的な支援を行う。

文部科学省では、児童虐待の防止のため、学校・教育委員会において、これまで発出した通知に基づき、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供や児童虐待の早期発見・早期対応、通告後の関係機関との連携等を一層促進する。

また、性犯罪被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援する。

厚生労働省では、性的虐待による被害等を受けた児童に対する相談援助が適切に行われるよう、児童相談所の相談体制等の充実を支援する。

(児童ポルノ対策の推進)

「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等に引き続き取り組む。

警察では、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りを強化するとともに、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施や関連事業者によるブロッキングに対する協力等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援活動等、総合的な児童ポルノ対策を推進する。

また、コミュニティサイトの利用に起因する被害を抑止するため、スマートフォン等インターネット接続機器へのフィルタリングの普及、ミニメールの内容確認体制拡充の促進、実効性あるゾーニングの



促進等の関係事業者等による自主的取組を支援する。

総務省及び経済産業省では、関係省庁と連携の下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、フィルタリングの普及促進やインターネットの適切な利用等に関する啓発活動等を行う。

このほか、総務省及び経済産業省では、児童ポルノアドレスリスト作成・管理団体等の活動の支援を行い、警察庁では、民間事業者によるブロッキングの自主的実施がより実効性のあるものとなるよう同団体に対して関連する情報を提供するなど、民間事業者の自主的取組としてのインターネット上の児童ポルノの流通・閲覧防止対策を促進する。

#### (児童買春対策の推進)

警察では、引き続き、児童買春・児童ポルノ禁止法等に基づき取締りを強化するとともに、被害児童に対する保護及び支援を推進する。また、個人的な売春等の勧誘を装って組織的に周旋を行う事犯や、合法的な営業を装いながら児童に卑わいな言動等で客に接する業務をさせる事犯等の悪質性の高い事犯の実態把握と情報の分析、積極的な取締り等に努める。

さらに、コミュニティサイトの利用に起因する被害を抑止するため、スマートフォン等のインターネット接続機器へのフィルタリングの普及等の関係事業者等による自主的取組を支援する。

#### (広報啓発の推進)

内閣府では、青少年インターネット環境整備法及び「青少年インターネット環境整備基本計画（第2次）」に基づき、関係省庁や民間団体等と連携して、青少年及び保護者等に対する広報啓発活動や国内外の調査等の施策を実施する。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、教職員等の学校関係者が、メンタルヘルスについて正しい知識をもって児童生徒に対応することができるよう、子供の心のケアシンポジウムを開催する。

警察では、児童ポルノや児童買春に関する情勢の深刻さや被害の未然防止の必要性等のほか、サイバー空間における犯罪から児童を守るため、犯罪被

害の実態や出会い系サイトの利用に起因する被害等インターネットの危険性に関しても広報啓発活動を推進する。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、セミナーや研究会の開催等を通じ、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を行う。

## 第5節 売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

## 第6節 人身取引対策の推進

人身取引対策に関する関係省庁では、「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な認知及び保護を推進する。

## 第7節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

厚生労働省では、雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、男女雇用機会均等法令及び改正した「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）（平成26年7月1日施行）に基づき、周知啓発や指導を行うとともに、労働者及び企業等からの相談に適切に対応する。また、セクシュアル・ハラスメントによる精神障害の労災補償について引き続き周知するとともに労働者からの相談に適切に対応する。

人事院では、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の設定、シンポジウム及び講演会の開催、各府省担当者会議の開催等を通じ、セクシュアル・ハラスメントの防止等についての職員の意識啓発及び各府省における施策の充実を図る。また、「セクシュアル・ハラスメント防止研修」の指導者養成コースの実施を通じ、各府省におけるセクシ

アル・ハラスメントの防止を図るための研修の実施を支援する。

雇用以外の場においても、文部科学省による教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組等、必要な対策を進める。

## 第8節 メディアにおける性・暴力表現への対応

内閣府では、都道府県の青少年育成条例を集約の上、内閣府ホームページへの掲載を通じて引き続き情報提供を行う。

警察では、引き続き、ネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報について、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等を通じて早期に把握し、検挙や削除依頼等の措置を講じるとともに、関連事業者によるブロックの自主的実施のため

に、関連する情報を提供する。また、関係機関・団体、産業界等と連携し、官民一体となった違法情報・有害情報の排除に関する取組を推進する。さらに、インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を図る。

総務省では、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施する（第14章第1節参照）。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、セミナーや研究会の開催等必要な施策を講じ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるように努める。

# 第11章

## 生涯を通じた女性の健康支援

### 第1節 生涯を通じた男女の健康の保持増進

厚生労働省では、男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育の実施や、相談体制を確立するとともに、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ライフステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築すること等により、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

また、今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、がん、糖尿病等のNCDs（非感染性疾患）の予防等の具体的な目標等を明記した「21世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」を平成25年4月に開始したところであり、これに基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る。

たばこ対策については、がん診療連携拠点病院にたばこ相談員を設置し、面談や電話による無料の禁

煙相談やたばこの健康影響に関する普及啓発活動を進めるとともに（たばこクイットライン）、保健指導の場での禁煙支援を推進することで、たばこをやめたい人がやめられるように支援する。

さらに、毎年3月1日から同月8日までの「女性の健康週間」を活用し、国及び地方公共団体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動及び行事等を展開するとともに、地方公共団体が同週間に実施している取組を集約し、ホームページで公表し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進する。

乳がん及び子宮頸がんについては、引き続き、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めることとし、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」にてクーポン券の配布や受診勧奨（コール・リコール）とともに、要精密検査と判断された者を受診に結びつける取組を進めることにより、女性の健康の保持増進につなげていく。

医療提供体制の整備に当たっては、引き続き、重篤な救急患者を24時間受け入れる救命救急センター等への支援や地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に地域の医師不足病院の医師確保の支援等を行う地域医療支援センターの設置等を通じて、救急医療等の充実や地域医療の確保・充実に取り組んでいく。

文部科学省では、学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等、児童生徒の現代的健康課題に対応するための体制づくりを推進する事業を実施する。

また、各地域において、教育委員会の指導の下に、栄養教諭を中核として家庭や生産者、PTA等の地域の団体と連携・協力し、各地域の抱える食育推進上の課題の解決を図る取組を支援する。

## 第2節 妊娠・出産等に関する健康支援

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療が適切に提供され、地域において安心して産み育てることができるよう、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの母体・胎児集中治療室（MFICU）、新生児集中治療室（NICU）等に対する財政支援等を行う。

また、産科においては、医師と助産師の連携を推進することとしており、安全・安心な出産ができるような体制整備に努めるほか、女性の妊娠・出産を含めた健康上の問題の重要性について、広く社会全般の認識が高まるよう、地方公共団体等とも連携しながら周知徹底を図ることとしている。

さらに、周産期医療の充実のため、「妊娠と薬情報センター」において、薬が胎児へ与える影響等の最新のエビデンス（研究成果等）を収集・評価し、その情報に基づいて、これから妊娠を希望している人や妊婦の方の相談に応じる。また、小児用医薬品・ワクチンの使用情報を収集、解析、評価し、安全対策の更なる推進を図るため、「小児と薬情報センター」が主体となって小児医療機関ネットワークを活用した情報収集体制の整備を進めるとともに、国立感染症研究所においてワクチン接種と乳幼児突然死症候群との因果関係の検証のための疫学調査を進

める。また、平成26年度に実施した「妊娠・出産包括支援モデル事業」を踏まえ、27年度から妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の整備を行うとともに、退院直後の母子への心身のケア等を行う産後ケア事業など、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する。

文部科学省では、学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図る。また、引き続き、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者養成と普及を目的とした研修会を行う。

## 第3節 健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を進める。

地方公共団体やHIV陽性者等で構成されるNGO等が行うHIV／エイズについての正しい知識の普及啓発活動等を支援するとともに、早期にHIV感染を発見し、治療につなげることができるよう、利用者の利便性に配慮した検査・相談を実施する。

「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、関係省庁が連携を密にして、引き続き薬物乱用の根絶に向けた取組の一層の推進を図る。

文部科学省では、中学生・高校生に対し、性感染症等の問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布等、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図る。

また、薬物乱用防止教育の充実を図るため、大学生等を対象にしたパンフレットの作成・配布、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布を行う。

さらに、喫煙、飲酒問題について総合的に解説し

た啓発教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を行う。

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（エイズ予防指針）（平成24年厚生労働省告示第21号）に基づき、施策の重点化を図るべき3分野（普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療の提供）を中心として、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、国、地方公共団体、医療従事者やNGO等が連携して予防と医療に係る総合的施策を展開する。

また、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第19号）に基づく対策の推進を図る。

さらに、薬物乱用の恐ろしさを伝える「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の実施や、啓発資材の配布等を通じて、危険ドラッグ・覚醒剤・大麻等の害悪に関する正確な知識を普及させるとともに、再乱用防止の取組を推進し、薬物乱用防止対策の充実を図る。

そのほか、指定薬物の迅速な指定等により、危険ドラッグの監視・取締り体制の整備を進めるほか、指定薬物等による健康被害が起きないように、国、都道府県等の関係機関が連携して、指定薬物等の流通等の監視、健康被害等に係る情報収集、及び国民に対する情報提供を効果的に実施する。

また、麻薬取締官の増員及び指定薬物の分析・鑑定を強化するための体制を整備することにより、より強力に指定薬物に関する取締りを実施する。

加えて、受動喫煙防止対策について、労働者の健康の保持増進のため、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、27年6月から、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることが事業者の努力義務となることも踏まえ、改正法の内容や職場における受動喫煙防止対策の重要性について周知・啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策助成金等の支援を引き続き実施することで、事業場の取組を推進する。

## 第4節 性差に応じた健康支援の推進

厚生労働省では、がん検診推進事業を引き続き実

施することで、がん検診受診率の更なる向上を図る。また、国民の一人一人が日々の生活の中で自発的に健康づくりに対して具体的な行動を起こしていけるよう、引き続き民間企業と連携し、健康づくりの国民運動化を推進する事業等を実施する。

都道府県等の実施する、年齢的にみて喫煙率が高い若年女性に対する自主的な禁煙の試みを支援するための取組や、食生活の改善を継続的に進められる環境整備等糖尿病の発症予防に資する取組等を支援する。

厚生科学研究費補助金において、妊娠等に関連した女性の将来における生活習慣病の発症リスク等について研究し、性差に応じた健康支援を推進する。

## 第5節 医療分野における女性の参画の拡大

厚生労働省では、地域医療介護総合確保基金を通じて、女性医師の復職に関する相談窓口の設置や研修、院内保育所の運営等の都道府県の取組に対して財政支援を行う。また、出産や育児等により離職している女性医師の復職支援のため、女性医師バンクによる職業斡旋等を実施する。

さらに、平成27年度においては、「女性医師キャリア支援モデル普及推進事業」として、女性医師支援の先駆的な取組を行う医療機関を選定し、効果的な取組を地域の医療機関に普及するための経費を支援することにより、地域の医療機関における女性医師支援策の充実を図る。

## 第6節 生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

また、スポーツを通じた健康な都市づくりを推進するため、運動やスポーツが苦手・無関心な女性などに対して、運動・スポーツへのきっかけづくりや場の提供等を通してスポーツ実施人口を増やす取組を支援する。このことにより、運動・スポーツに対する無関心層を減らすとともに、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少社会の進展にも対応でき

るスポーツを通じた地域の活性化を目指す。また、女性特有の課題に着目した女性アスリートの戦略的強化に資する調査研究や、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化のためのモデルプログラムに

よる女性アスリートの育成、女性特有の課題に対応した医・科学サポート等に関するモデル支援プログラムを実施し、女性アスリートの国際競技力の向上を図る。

## 第12章

# 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 第1節

## 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

独立行政法人国立女性教育会館では、男女共同参画社会の形成に資する調査研究や、顕著な業績を残した女性や女性政策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。また、男女共同参画・女性教育等に関する学習プログラムの開発や研修資料の作成、先駆的で参加型の実践的研修を実施する。

### 第2節

## 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

また、消費者が自ら進んで、その消費生活に関し必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど自主的かつ合理的に行動することを支援するため、消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び同法に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月閣議決定)を踏まえ、消費者教育のより一層の推進を図る。

さらに、学校教育における消費者教育等に関する課題解決型学習プログラムに関する実践研究や、地

域における消費者教育を一層推進するため、「消費者教育フェスタ」の開催や消費者教育アドバイザーの派遣、社会教育の仕組みや取組を活用した実証的調査研究等を実施する。

加えて、学びを通じた高齢者の主体的な地域活動への参画の促進により、多世代との共助による地域の活性化を図るため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先導的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

放送大学においては、地域活動や社会貢献活動等様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度(放送大学エキスパート)」を推進する。また、特例制度を利用した幼稚園教諭免許状取得のためのオンライン授業の開講など社会人のニーズに対応したキャリアアップ支援の充実に一層努め、引き続き学習環境の整備・充実や学習機会の拡大のための支援を推進する。

専修学校については、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等の協力の下、具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して、生徒・学生、社会人等の就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システムを構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人等の学び直しを推進する。また、地域コミュニティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、水泳プール、武道場等、学校開放諸施設の整備や活用を支援する。さらに、青少年の体験活動を推進するため、全国的な普及啓発、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の社会貢献

としての体験活動推進に関する企業CSRシンポジウム等を実施し、青少年の体験活動の機会の充実と普及啓発を図るとともに、地域における家庭、学校、青少年関係団体、NPO等をネットワーク化し、相互の情報交換や情報共有、事業の共同実施等を円滑化するためのプラットフォームの形成を支援する。

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、引き続き全国に28ある国立青少年教育施設を活用して様々な体験活動の機会と場を提供するとともに、「子どもゆめ基金」事業によって、民間団体が実施する体験活動等に対する助成を行う。

独立行政法人国立女性教育会館では、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成のための情報提供や学習プログラム開発等喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、女性アーカイブ機能等の更なる充実・深化を推進する。また、平成27年度は、企業のダイバーシティ推進担当者や女子大学生を対象として、企業等で女性の活躍促進を図るための事業の充実を図る。

進路・就職指導については、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うキャリア教育及び後期中等教育以降における実践的な職業教育を推進する。また、男女ともに多様な選択が可能となるよう作成したキャリア形成支援のためのブックレットを活用し、学校現場等へ男女共同

参画の視点に立ったキャリア教育の意義について普及啓発を行う。

さらに、中学校・高等学校では、生徒が個々の能力・適性等に応じて主体的に進路を選択する能力や態度を身に付けることができるよう指導・助言を行う進路指導の実践の改善・充実を図る。

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向けた取組の一つとして、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行う。

### 第3節

## 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

各種会議を始め様々な機会を捉えて、都道府県教育委員会等に対して、女性の校長・教頭等への積極的な登用を働きかける。

また、高等教育機関に対しては、各種会議を始め様々な機会を捉えて、第3次基本計画を周知するとともに、国公私立大学及び高等専門学校における教授等における女性の登用に関する事例等を紹介することにより、高等教育機関の取組を促す。

## 第13章

# 13

## 科学技術・学術分野における男女共同参画

### 第1節

## 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大

「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月閣議決定）に盛り込まれている数値目標の達成に向けた取組を促進する。

総合科学技術・イノベーション会議では、女性研究者の登用及び活躍促進は、男女共同参画の視点のもとより、研究現場に多様な視点や発想を取り入れるとともに、研究活動を活性化し、組織としての想像力を発揮する上でも、極めて重要であることを踏

まえ、平成28年度を初年度とする「第5期科学技術基本計画」の策定に向けた検討を進める。

### 第2節

## 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

文部科学省では、新たに、研究と出産・育児・介護等との両立や女性研究者の研究力の向上を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学等を選定し、支援する「ダイバー

シティ研究環境実現イニシアティブ」を実施する。独立行政法人日本学術振興会においては、出産・育児により研究を中断した研究者（男女問わず）に対して、研究奨励金を支給し、研究復帰を支援する「特別研究員（RPD）事業」を引き続き推進する。

日本学術会議では、内閣府から審議を依頼された「科学者コミュニティにおける政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する方策」について、回答の取りまとめに向けて、科学者委員会男女共同参画分科会において引き続き審議を行う。

### 第3節 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

国立研究開発法人科学技術振興機構において、児童生徒の科学技術に関する興味・関心を高めるための取組の一環として、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や実験教室、出前授業の実施等、女子中高生の理系進路選択の支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施する。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供等を引き続き実施する。

## 第14章

# メディアにおける男女共同参画の推進

### 第1節

## 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。また、メディア・リテラシーの向上のための支援を積極的に行う。

「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係省庁が連携して、児童ポルノの排除に向けた国民運動の推進、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進等により引き続き取り組む（第10章第4節参照）。

文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するための学習・参加型のシンポジウムの開催や児童生徒向けの普及啓発資料の作成・配布等を実施する。

内閣府では、青少年育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用を図るため、都道府県等

との連携を密にしつつ、引き続き情報提供を行う。

総務省では、メディアの健全な利用の促進に必要なとなるメディア・リテラシーの向上を図るため、放送、インターネット、携帯電話等のメディアの特性に応じたメディア・リテラシーに関する教材等の普及を図る。

経済産業省では、引き続き関係者と連携して、青少年のインターネットの利用環境の変化に対応するために、望ましいフィルタリングの提供の在り方についての判断基準の普及に努め、当該基準を用いた判断に資するべく、新たなインターネット接続機器に対応した機器の利用状況等を継続的に調査するなどの必要な施策を講じるとともに、フィルタリング等に関する情報提供・普及啓発活動を通じて、保護者や青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上及びフィルタリングの普及啓発を行う。

### 第2節

## 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着

させるため、国の行政機関が広報・出版物等を作成する際に、男女共同参画の視点に立った表現を自主的に取り入れるよう、各種会議、研修等の機会を活用し、働きかけを行う。

### 第3節 メディア分野における女性の参画の拡大

内閣府では、メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、仕事と生活の調和に関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。

## 第15章 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

### 第1節 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

内閣府では、男女共同参画に関する業務を行う職員等にとって必要な基礎的知識等を体系的に整理し、人材育成プログラムを作成するとともに、研修や業務に役立つ教材を作成し、男女共同参画センター・女性センター等職員の人材育成を支援する。

文部科学省では、一旦離職した地域の女性人材を対象に学びを通じた社会参画を促進するため、地域の関係機関・団体によるネットワーク形成とその取組の在り方を検討し、全国に普及する。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、地域での男女共同参画社会の実現を目指し、女性関連施設の管理職、地方公共団体職員及び女性団体のリーダーを対象に、持続可能な組織の在り方や、第3次基本計画を実現するための施策・事業の在り方を学ぶ、「地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設・地方自治体・団体〉」を実施する。

さらに、女性関連施設の相談員を対象に、女性に対する暴力や貧困の解決に必要な知識の習得・相談技能の向上等を目指す「女性関連施設相談員研修」を実施する。その他、「大学等における男女共同参画推進セミナー」や大学、女性関連施設等と連携したキャリア教育プログラムの開発・実施、女性関連施設の機能の充実・強化を図るための調査研究等を実施する。

### 第2節 地域の活動における男女共同参画の推進

生産年齢人口が減少していく中で、意欲ある女性が活躍できる環境を整備していくことは、労働力確保の観点のみならず、地域経済を活性化する観点からも不可欠な課題となっている。

内閣府では、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、多様な主体による連携体制の構築など住民に身近な地方公共団体が行う取組を支援する。

また、「地域における女性活躍推進モデル事業」として、潜在化している女性の能力を最大限発揮できるように、地域の実情に合わせた女性の活躍促進に向けた先進的取組を行い、事業成果を広く共有する。

独立行政法人国立女性教育会館では、行政・女性団体・NPO・大学・企業等の担当者が組織・分野を越えて、連携・協働して男女共同参画を推進するためのネットワーク形成を目指し「男女共同参画推進フォーラム」を実施する。行政関係者、女性関連施設職員、NPO、大学等の教職員・学生のほか、企業関係者等にも積極的に参加を働きかけ、研修に参加する全国の関係機関・団体等の交流の促進を支援する。

消費者庁では、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の「今後検討すべき課題」を消費者教育推進会議において検討する。また、消費者教育用教材の作成や、消費者教育に関する情報を集約した消



費者教育ポータルサイトの運用を行い、地域における多様な年齢層の消費者が、男女共に、自主的かつ合理的に行動できるよう、様々な主体が実施する消費者教育推進のための支援を行う。

### 第3節 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進

内閣府では、地域における様々な課題について、男女共同参画の視点を取り入れつつ、多様な主体が連携・協働しながら、課題解決のための実践的な活動が行われるよう支援するため、先進事例の調査研究・情報提供や市町村男女共同参画計画の策定・改定等を支援するためアドバイザーを派遣するなどの総合的な支援を図る。

市民活動に関する情報提供として、内閣府NPOホームページにおいて、全国のNPO法人に関する基本情報・事業報告書等やNPO関連施策情報を入手することが可能な「NPO法人ポータルサイト」<sup>8</sup>や「NPO施策ポータルサイト」<sup>9</sup>を運用するとともに、その改善を行う。また、活力あふれる共助社会づくりの推進に向けて、「共助社会づくり懇談会」において議論を行うとともに、市民参加のもと、地域課題の解決や共助社会づくりに取り組む地域のNPO等や有識者と意見交換を行う「地方共助社会づくり懇談会」を開催する。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として、全国ボランティア・市民活動振興センターへの支援や、定年退職者等高齢者が生涯現役で活躍できる環境整備のための取組等を行う地方公共団体等への支援（生涯現役活躍支援事業）を実施するとともに、労働者の地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業」を実施する。

文化庁では、男女共に多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、文化の伝承等地域の文化

活動の振興を図る。

経済産業省では、地域における中心市街地活性化を図るために、開業や会社経営に必要なビジネススキルや、空き店舗対策や合意形成手法、まちづくり特有のスキルの習得を図る研修を実施し、タウンマネージャー等を育成する。

### 第4節 防災（復興）における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に向け、第3次基本計画や防災基本計画を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大する。

内閣府では、平成25年5月に作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」について研修会等の機会を捉えて周知を図るとともに、26年度に実施した「地域防災における男女共同参画の推進事業」の事業成果をホームページ等で広く発信していく。

また、2015（平成27）年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」に男女共同参画の視点が盛り込まれていることなどをホームページ等で周知を図る。

さらに、岩手県、宮城県及び福島県において、引き続き、震災に関連する女性の悩み全般や、女性に対する暴力に関する相談窓口を設け、相談を受け付ける。

復興庁では、男女共同参画の観点から、まちづくりなど、被災地の復興の場面における具体的な取組を進めるに当たって、参考となる事例の収集・提供を引き続き行うほか、被災地の地方公共団体等のニーズに沿った支援等を行うことにより、東日本大震災からの復興のあらゆる場への男女共同参画の視点の浸透を一層促進する。

<sup>8</sup> 内閣府NPO法人ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

<sup>9</sup> 内閣府NPO施策ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/measure.html>

## 第5節 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

環境保全に関して、高い関心を持つ女性の豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上に係る施策等とあいまって、環境の分野において男女共同参画を進める。

このため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境教育の推進、自然と触れ合う機会の提供等を

行う。

また、2014（平成26）年に開催された「持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という。）に関するユネスコ世界会議」の成果として、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の開始と、「あいち・なごや宣言」が採択されたことを踏まえ、引き続き男女間の平等を含む普遍的原則の必要性等を十分考慮しながらESDを推進していく。

# 第16章

## 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 第1節

#### 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知

我が国の男女共同参画施策は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して展開しており、今後とも、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約や国際会議における議論等について周知徹底するとともに、積極的に国内における実施強化に努める。

平成28年2月には、女子差別撤廃委員による女子差別撤廃条約第7回・第8回定期報告の審査が予定されていることから、日本の女子差別撤廃条約の実施状況について、同委員会委員と建設的な対話を行う。

### 第2節

#### 男女共同参画の視点に立った国際貢献

開発援助の実施に当たっては、2015（平成27）年を期限とするミレニアム開発目標の達成及び北京行動綱領の実現に向けて、「開発協力大綱」や「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」の下、「ジェンダーと開発（GAD：Gender and Development）イニシアティブ」に基づき、ODAの計画立案から実施、評価に至るプロセスにおいて、人間の安全保障及び男女共同参画の視点に立ってODAプログラ

ム・プロジェクトを効果的に実施し、開発途上国におけるジェンダー主流化の促進を通じて、男女共同参画の推進並びに女性のエンパワーメントの達成及び地位向上に積極的に寄与する。

具体的には、男女共同参画の推進及び女性のエンパワーメントに取り組む行政機関の能力強化を引き続き支援する。また、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任の違いを把握し、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業実施を推進する。また、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（以下「UN Women」という。）や、紛争下の性的暴力国連事務総長特別代表を始め、国連を中心として展開する世界の女性のエンパワーメントのための諸活動に対する積極的な協力を努める。さらに、平和構築の観点から、女性を被害者の側面で捉えるだけでなく、紛争の予防・管理・解決を含む政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進する。そのために、国内においても、安保理決議第1325号及び関連決議の履行に向けた女性・平和・安全保障に関する「行動計画」を取りまとめ、その履行、モニタリング、見直しなど今後のプロセスにも注力していく。

保健分野においては、2015（平成27）年はミレニアム開発目標（MDGs）の期限であるが、引き続き

進捗の遅れが指摘されている乳幼児死亡率の削減（目標4）及び妊産婦の健康改善（目標5）や三大感染症<sup>10</sup>対策（目標6）に、「国際保健政策2011-2015」の下、積極的に貢献していく。一方、2015（平成27）年より先の国際開発目標（ポスト2015年開発アジェンダ）が2015（平成27）年の国連首脳会合で採択され、2016（平成28）年から新しい目標の期間が始まる予定であるところ、引き続き取組の必要な母子の課題、また女性の健康の課題に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を通じて取り組んでいく。

教育分野では、「教育協力政策2011-2015」の下、万人のための教育（EFA）及びMDGs達成のために、女子を含む全ての人に質の高い教育環境を提供できるよう、他の開発パートナーと協力しつつ、包括的な学習環境の改善を推進する「スクール・フォー・オール（School for All）」モデルを通じての支援を継続する。

法務省では、国連と共同で運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）で2015（平成27）年4月に実施される第13回犯罪防止刑事司法コンGRES（カタール）において、女性犯罪者の社会的統合と処遇についてのワークショップを開催する。

### 第3節 対外発信機能の強化

国際社会における我が国の存在感及び評価を高めるために、様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信する。

具体的には、国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、日本の特徴をいかしたテーマ（防災や環境分野における男女共同参画の視点等）の対外発信に努める。また、男女共同参画の視点に立った国際交流・協力の推進のため、NGO等との効果的な交流・連携・協力を強化する。

2015（平成27）年9月にはフィリピンにおいてアジア太平洋経済協力（以下「APEC」という。）女性と経済フォーラムが、同年秋には国連総会第三委

員会、フィリピンにおいて第7回女性に関するASEAN+3委員会、2016（平成28）年3月頃には国連婦人の地位委員会（CSW）が開催されること、これらの国際会議に、更に積極的に貢献していく。また、国連、UN Women、APEC等国際機関等や諸外国の国内本部機構等との連携・協力を努める。

また、2014（平成26）年に引き続き、世界のトップリーダーの参加を得て「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! : World Assembly for Women）を東京で開催する。

<sup>10</sup> エイズ、結核、マラリアを指す。これらの感染症は、その伝播性や対策に要する経費負担の大きさから、一国のみで解決できる問題ではなく、世界各国が協力して対策を進めなければならない地球規模の問題である。特に開発途上国にとっては、住民一人一人の健康への驚異であるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因となっている。